

請願・陳情の審査結果		
付託委員会	件名	審査結果
総務教育	義務教育に係る国による財源確保、35人以下学級の早期完全実現、教育の機会均等と水準の維持向上、行き届いた教育の保障を求める陳情	23.9.8 趣旨了承
市民福祉	地域医療の守り手の経営基盤「医業税制」の存続と診療報酬への消費税ゼロ税率を求める意見書の提出を求める陳情	23.9.6 趣旨不承
	精神保健福祉施策に関する陳情	23.9.6 趣旨不承



10月5日から9日まで「市展絵画の部（成人）」が開かれ、72点の力作が展示されました（市民展示ホールにて）

市議会への請願や陳情

◆どなたでも提出できます

市民の皆さんは、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願や陳情といいます。

◆提出には、次のことに注意してください

- ・書式は〈例〉を参考に、日本語で簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
- ・請願には1人以上の紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。
- ・請願（陳情）者が複数の場合は、代表者を決めてください。
- ・請願（陳情）は、必ず議会事務局へ持参してください。
- ・定例会初日前3日（土・日曜日、休日を除く）までに提出してください。郵送の場合は、請願（陳情）として受け付けることはできませんが、要望書として全議員に配付します。
- ・請願（陳情）者の住所・氏名は一般に公開されますので、あらかじめご了承ください。

〈例〉

〇〇〇に関する請願（陳情）

平成 年 月 日

綾瀬市議会議員 殿

紹介議員
(署名または記名押印)

請願（陳情）者
住所
氏名 〇〇〇〇 印

趣旨

理由

9月定例会で可決された意見書

義務教育費国庫負担制度存続、35人以下学級の早期完全実施を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、現行教育制度の根幹をなしてきた。しかし、2006年に国の負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことで、地方自治体の財政を圧迫するとともに全国的な義務教育水準の維持向上、機会均等に困難な状況を生じさせかねない状態である。

また、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、30年ぶりに40人学級を見直し、小学校1年生の学級編制の標準が35人に引き下げられ、附則には、小学校2年生から中学校3年生までの学級編制の標準を順次改定することの検討も明記された。不登校やいじめ、障害のある子供や日本語指導が必要な子供が増加している現状からも、35人以下学級の着実な実行は重要なものとなっている。

よって、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 義務教育制度の根幹である教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続させるとともに、学校事務職員・栄養職員・加配教員をその対象から外さないこと。また、義務教育教科書無償制度を継続すること。
 - 2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正の趣旨に基づき、小学校2年生以上の学級編制の標準を35人に改正する措置を早期に講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月27日

綾瀬市議会議員 増田 淳一郎

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 国家戦略担当大臣 あて

「あやせ市議会だより」は、直接お届けしています

あやせ市議会だよりは、市シルバー人材センターの会員が配布しています。

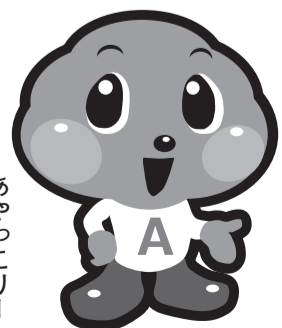
お手元に届かない場合は、同センター（☎70-3088）へご連絡ください。

次号は、平成24年2月15日発行です。

『意見書』とは

意見書とは、広く社会一般の利益に関する事柄で、直接、議会の権利が及ばない国などの事務について、議会としての意思をまとめた文書のことをいいます。

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係府庁に提出することができる。」との規定に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。



あやっこりー

小牧市役所にて



- ▽基地内視察
- ▽防衛補助関連事業について
- ▽騒音対策について
- ▽市議会の基地対策について
- ▽基地対策について
- ▽基地の概要について
- ▽愛知県小牧市・小牧基地

●基地対策特別委員会

視察日程・8月8日～9日

視察内容の詳細は、議会事務局で閲覧できます。

視察内容の詳細は、議会事務局で閲覧できます。

視察内容の詳細は、議会事務局で閲覧できます。

視察内容の詳細は、議会事務局で閲覧できます。

視察内容の詳細は、議会事務局で閲覧できます。

視察内容の詳細は、議会事務局で閲覧できます。

視察内容の詳細は、議会事務局で閲覧できます。

視察内容の詳細は、議会事務局で閲覧できます。

委員会の行政視察

委員会では、優れた施策を市政に反映させるため、先進地などを視察して、特定事項について情報を収集し、専門的知識を深めています。